

第2号議案 令和元年度事業計画並びに収支予算承認について

1. 情勢並びに業務の方針

(1) 一般情勢

本年度は10月に消費税率10%への引き上げが予定されているが、政府は引き上げ前後の需要変動を平準化するため令和元年度、令和2年度当初予算において臨時・特別の措置を実施するなど経済の回復基調が持続するよう、あらゆる施策を総動員するとしている。政府の経済見通しでは、引き続き雇用・所得環境の改善が続き、内需を中心とした景気回復が見込まれる。物価についても景気回復により、需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向けた前進が見込まれるとした。その一方で、米国と中国との貿易摩擦の激化など通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、特に中国経済の減退が世界経済の波乱要因となるため目が離せない状況であり、その如何によってはわが国の景気も踊り場を迎えることに留意する必要がある。このほか、7月に参議院選挙が予定されている。

(2) 酪農情勢

改正畜安法が施行され2年目を迎えるが、国の制度運用では、これまで指定団体が担ってきた生乳の需給調整や用途別調整、乳価交渉力、生乳の安全安心(乳質保全等)の弱体化や、生産者に不公平感を生じさせることがあってはならない。むしろ指定団体機能を高めることを重点とすべきとの認識が高まっている。

酪農経営は今年度の飲用乳価の値上げ、副産物価格の高止まり等もあって単年度で見れば改善の方向にあるとみられるが、仮に乳牛飼養頭数が現状維持程度で推移したとしても、酪農家戸数の減少が続いており、集送乳経費増加や組織運営を考えれば、酪農経営・組織の危機は年々、深刻化しているとの現状認識を持つことが重要である。本年度は平成27年3月に策定された酪農肉用牛生産近代化基本方針の見直しの議論が行われる。生産現場が置かれている実態や家族型酪農経営への支援策などについて要請していくことが重要である。

一方、国際的には昨年9月の日米首脳会談で交渉開始を合意した「日米物品貿易交渉」(TAG)を含む日米貿易交渉が4月15日から16日に行われ、政府には農

林水産品について、過去の経済連携協定で約束した内容が最大限度であることを堅持するよう要請を強化していくことが最重要課題である。両協定の発効を見据えて平成29年11月に改訂した「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえ、新たな国際環境下においても酪農家の再生産が確実に可能となるようにしなければならない。そのためには両交渉で獲得した措置に加えて、影響について注視しながら政府・国会に生産現場の実態を訴えながら必要な対策を要請すべきである。

令和元年度の全国の生乳生産は、Jミルク(平成31年1月30日)の予測によると、全国では734万9千ト、前年比0.9%増と4年ぶりの増産となる見通しである。地域別では北海道が主力となる2～4歳の乳牛頭数が8千頭増加するため406万ト、2.1%増、都府県は引き続き乳牛頭数が減少し328万9千ト、1.2%減と見込まれている。

需要面では市乳類全体で0.7%増、主力の牛乳は0.7%増と前年を上回る見通しを示している。ただし、4月以降に生産者乳価引き上げによる牛乳やヨーグルト等の製品価格の値上げが行われるため、引き続き消費動向には注視することが必要だ。

Jミルクの見通しでは、4年ぶりの増産でバター、脱脂粉乳の国内生産量は増加するが、単年度では国産生乳で乳製品の需要量を満たせず、約11万トの生乳が依然として不足している。農水省は本年度も乳製品の輸入枠としてバター2万ト(前年度枠比7千ト増)、脱脂粉乳2万ト(同7千ト減)を設定。5月と9月に再度見直すとした。

引き続き生産基盤対策を進めるとともに、家族型酪農経営が国土(農地)や地域社会の活性化に貢献している役割に対して一層の理解を求める。その上で家族型酪農経営の持続的発展に向けて所得を補償するなどの経営安定対策の実現を目指すべきである。

(3) 業務の方針

- ① 農政活動においては、TPP11、日欧EPAの発効等による国際問題が、わが国酪農・乳業に対する影響について注視し、引き続き必要な対策を酪政連に結集し、政府・国会に要請する。特に今後、日米TAG(物品関税)を含む日米貿

易交渉における米国との交渉に対して、わが国酪農・乳業を守るように要請する。

一方、国内においては、耕作放棄地が増加している中、日本の農地や国土を守り、地域経済の活性化を図る上で酪農の役割はより一層高まっている。今後とも生乳生産基盤を維持していくために家族型酪農経営の重要性を訴え、家族型酪農が維持・発展できるよう所得を守る経営安定対策や農地を守る支援対策等を友好団体と連携して酪政連を通じて政府・国会に要請する。その際、家族型酪農と大規模酪農、北海道酪農と都府県酪農との協調が、日本酪農の持続的発展に必要であると要請することや、耕作放棄地の解消には酪農側から耕種側へも働きかけも行う。

②各業務について、より一層の効率化を進めるとともに、引き続き規程類の見直しを進める。また、事業推進においては、酪農共済の加入者の人数拡大を最重点とすることや全酪新報等の事業推進を図る。

③酪農会館が日本酪農発展の拠点となるように、全酪連、酪政連等との連携をより一層強化し、業務の連携を進めていく。また、酪農会館の運営がスムーズにいくように総合管理会社と連携しながら会館の初年度業務を遂行していく。

2. 総会・役員会・監事会・基本対策委員会等の開催

- (1) 年度総会(6月24日)(法人)
- (2) 三役会(随時開催)(法人)
- (3) 役員会(4月5日、5月31日、6月24日、12月及び令和2年3月に開催予定)
- (4) 監事会(6月、12月予定)
- (5) 役員推薦会議(5月31日)
- (6) 酪農基本対策委員会(12月予定)
- (7) 事業推進委員会(年1回、令和2年2月予定)
- (8) 役員報酬等審議委員会(年1回、令和2年2月予定)
- (9) 酪農会館建設委員会(4月5日開催・最終回)

(10)酪農ネットワーク委員会(全国2カ所、東・西合同で4月5日開催・北海道は令和2年3月予定)

(11)その他各種委員会(随時)

3. 農政活動(継4・指導農政)

(1)全酪連、日ホ協等の友好団体とともに必要な対策を検討し、酪政連に結集して要請運動を展開していく。特に今後予定されている日米貿易交渉における米国との交渉に対して、わが国酪農・乳業を守るように要請する。

酪政連の要請活動の重点施策は以下の通り。

- ①酪農ヘルパー事業に対する支援対策の継続、拡充
- ②乳用後継牛確保対策の継続、拡充
- ③自給飼料の増産及び効率的な利用拡大への支援対策の継続、拡充
- ④家畜排せつ物処理施設・機械等の整備、補修への支援対策の継続、拡充
- ⑤畜産クラスター事業、楽酪事業、楽酪GO事業の継続と拡充
- ⑥畜産経営の安定に関する法律の適正な運用
- ⑦自然災害対策の継続、拡充
- ⑧生産者乳価の要求実現

(2)内外の酪農情勢を踏まえて、本会役員等を中心に当面する酪農問題を検討する「酪農基本対策委員会」を12月(予定)に開催し農政活動等に反映させる。(継4・指導農政)

4. 指導事業

(1)酪農講演会の開催(継3・講演研修)

本年度は「家族型酪農の維持・発展に向けて」をテーマに全国2ブロックにおいて、農水省畜産部の協力を得て酪農情勢の講演を実施する。開催予定は下記のとおり。

○東日本・西日本地区合同 4月5日(東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷)

○北海道地区 令和2年3月予定(北海道・札幌市)

(2) 酪農ネットワーク委員会の開催(継4・指導農政)

全国のおよそ130名余りの委嘱した委員を、酪農講演会の開催時に合わせて出席いただき、本会事業への理解と支援をお願いするとともに、委員相互の情報交換の場を提供することを目的に開催する。また、委員には農水省の発表する各種資料を印刷して随時配布するなどの情報提供を行う。

(3) 本会事業推進委員会において協議し、役員会において承認された事業について、当年度の主要な指導事業として実施する。

①「酪農未来塾」の開催(継4・指導農政)

平成25年度以降、第8回目の開催となる「酪農未来塾」の開催に当たっては、開催内容、開催時期、対象者等についてよく検討して実施すべきとした上で事業推進委員会において開催が承認された。酪農未来塾運営委員会等でよく検討し実施する。

②酪農研究会専門部会・ワーキングチームや友好団体との活動(継4・指導農政)

必要に応じて酪農研究会ワーキングチーム(WT)との連携を取りながら随時、情報交換やWTを開催していく。また、友好団体及び畜産経済研究会と連携を取りながら、シンポジウムの開催等に協力する。

③酪農会館結集の初年度でもあり、当面する酪農の課題について全酪連、酪政連等と連携してテーマを絞り、検討する。

(4) 酪農後継者育成事業の実施(継1・視察研修)

①酪農後継者育成事業として、会員団体より推薦のあった酪農後継者及び酪農協等の職員について、酪農後継者育成事業諮問委員会での審議の上、本会主催の「第53回ヨーロッパ酪農視察研修旅行」と「第27回ロイヤル・ウィンターフェア視察研修旅行」に派遣する。視察研修の費用の一部を規程に基づき助成する。

②全国酪農青年女性酪農経営発表大会入賞者への副賞・海外酪農視察研修への助成

全国酪農青年女性会議と全酪連が共催する「第48回全国酪農青年女性酪農経営発表大会」の入賞者に対して、副賞として「第27回ロイヤル・ウィンターフェア視察と米国・カナダ酪農視察研修旅行」への参加助成を例年通り行う。

③酪農後継者育成事業諮問委員会は4月に平成31年度の計画について協議し、両視察研修実施前の8月と10月に諮問委員会を開催し決定する予定。

5. 情報提供事業(継2・情報提供事業)

(1)引き続き、日本ホルスタイン登録協会との連携により、同協会の会報として日ホ協特集号を年4回(7月20日号、9月20日号、1月20日号、3月20日号)発行する。

(2)全酪連など友好団体や酪農団体、資材メーカーとの連携による特集号、特集ページの企画・製作を行う。現時点の予定としては、

①全酪連と全国酪農青年女性会議主催による全国酪農青年女性酪農発表大会の発表者の紹介(6月1日号・予定)

②中央酪農会議による酪農教育ファーム認証制度の特集(9月20日号・予定)

③酪農ヘルパー全国協会による酪農ヘルパー募集(広告・日ホ協特集で予定)

(3)新規の特集企画として、生乳生産現場において依然として合乳事故が多発しているため、生乳賠償保険及びバルククーラー保険の普及並びに事故防止キャンペーン特集を実施する。併せて関係保険会社からの広告出稿を働きかける。

(4)酪農共済制度の受託生命保険会社のジブラルタ生命の広告が社内の規程変更により、平成30年度より広告出稿が停止されるなど、大口広告が減少したことから、その肩代わりを図るべく、特集企画や新規の広告獲得に全力を尽くす。

(5)全国各地で創意工夫している酪農家の経営実態や酪農経営改善など生産現場に密着した記事の充実などにより紙面の充実を図る。また、会員や酪農共済取り扱い組合等との協力を得て、見本紙配布を行いながら戸別訪問し、部数増加を図るべく推進する(このほか酪農ネットワーク委員、酪農共済推進担当者との連携を密にした新聞購読を推進する)。

(6)ホームページとの相乗効果も踏まえながら、さらに新規広告の開拓に努める。

また、ホームページによる情報提供事業の充実、動画のより効果的な活用など情報発信の強化や酪農生産者以外にも酪農乳業関係者や消費者などに向けて幅広く情報発信していく。引き続きアマゾンを活用しながらホームページ経由による書籍の販売にも力を入れる。

- (7) 全酪新報付録「写真ニュース」の定期的(7月・12月の年間2回)な発行。
- (8) 酪農ネットワーク委員等への酪農情勢メモ、酪農関係統計資料の配布やEU、米国、オセアニアなどの海外情報の入手とその迅速な提供を全酪新報並びにホームページ等を通じて行う。
- (9) 全酪新報付録「写真ニュース」の定期的(7月・12月の年間2回)な発行。

6. 視察研修事業(継1・視察研修)

(1) 視察研修旅行の実施

①「第53回ヨーロッパ酪農視察研修旅行」の実施(継1・視察研修)

9月9～17日まで9日間の日程で、オランダ、ドイツ、スイス、フランスの4カ国を訪問し研修する。本年度はオランダで一番おいしいチーズを作る酪農家や多角経営と有機酪農への取り組みを行っている酪農家など、家族型経営を主に視察等を行うのが本年度の特長。旅行代金は1名、57万5,000円。

②「第27回ロイヤル・ウィンターフェア視察と米国・カナダ酪農視察研修旅行」の実施(継1・視察研修)

11月6～12日まで7日間の日程で例年通り実施する。本年度もカナダ・トロントで開催される「ロイヤル・ウィンターフェア2019」を視察する。その他、カナダ・オンタリオ州の大型酪農家と米国最大のチーズ工場の視察、全酪連サンフランシスコ事務所長による米国酪農・飼料情勢の講演も予定している。旅行代金は1名、39万9,000円。

③「酪農共済優待旅行・セブ島4日間の旅」の実施(他1・一般旅行)

令和2年1月23～26日まで4日間の日程で実施する。旅行代金は1名、10万7,000円。

- (2) 令和元年度実施予定の酪農視察研修旅行のパンフレットとポスターを製作、会員並びに関係先に配布して参加者の積極的な掘り起こしを行う。(他2・出版幹旋)

7. 酪農共済事業(他3・酪農共済)

[方針]

平成30年2月1日現在の全国の酪農家戸数は1万5,700戸で、前年比700戸、4.3%減少したように、高齢化や後継者不足により酪農家戸数は引き続き減少している。また、団塊世代前後の加入者の多い層が満了を迎えていることから酪農共済本体の加入者も漸減傾向にある。しかし、全国の会員や取扱団体との引き続きの連携により、より一層の酪農共済等の各制度の積極的推進を行い、農政活動、指導事業を支える財政基盤を確保し、酪農生産者の負託に少しでも応える運動展開のため、最大限の努力をしていく。

[重点項目]

- (1) 制度維持のため、取扱い団体のご協力をいただきながら、特に加入人数を最重点課題とし、積極的な推進活動を行う。
- (2) 「酪農共済」本体並びに「酪農ハイ・メディカルSUPER」の加入拡大を図るため、推進担当職員が目標を設定し、達成にそれぞれ最大限の努力をする。併せて推進体制の見直しも実施する。
- (3) 発足4年目となる「酪農がん共済」の加入拡大を図るため、特別の奨励措置により積極的な推進活動を行う。
- (4) 生乳賠償保険及びバルククーラー保険の拡充を図り、生乳生産に寄与できるように推進する。全酪新報等を活用して生乳事故減少のためのキャンペーンを実施する。
- (5) 上記目的達成のため、引き続き各種奨励措置を実施する。
- (6) 酪農共済加入者優待旅行として令和2年1月23～26日まで「セブ島4日の旅」を実施する予定。加入実績に応じた招待措置を実施する。
- (7) 「酪農業賠償責任補償制度」並びに「バルククーラー保険」は、酪農共済取扱団体

を中心に加入推進に努める。

①「酪農業賠償責任補償制度」では、特別割増対象となる取扱い団体に対し、免責・縮小てん補の取り扱いにより、掛金の変動を緩和し、制度の安定運用を図る。

②「バルククーラー保険」では、事故件数に応じた掛金の割引・割増を昨年同様適用する。

(8) 北海道並びに東日本・西日本合同の酪農ネットワーク委員会の中で「酪農共済推進会議」に関連して、席上において推進優良団体と推進功労者の表彰を行う。

(9) 北海道及び九州駐在による迅速な対応と効率的な加入推進を行う。同時に酪農共済取扱団体の新規開拓に努める。

[酪農共済等の加入推進に対する特別措置、特別奨励]

(1) 平成31年1月1日から12月1日までの「酪農共済」、「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農傷害共済」、「酪農がん共済」の加入実績に応じ、令和2年1月に実施予定の「酪農加入者優待旅行セブ島4日間の旅」への招待または優待などの特別措置を実施する。

(2) 保有奨励

「酪農共済」の年度末保有口数が昨年度末の保有口数を維持した取扱団体に対し交付する。

(3) 高率加入奨励

保有維持奨励の対象とはならないが「酪農共済」の加入が高率な取扱団体に対し交付する。

(4) 「酪農共済」(人数あたり、「酪農ハイ・メディカルSUPER」(口数当たり)、「酪農がん共済」(口数あたり)の新規加入に対する奨励金を取扱団体に交付する。

(5) 「酪農共済」、「酪農ハイ・メディカルSUPER」、「酪農傷害共済」「酪農がん共済」の新規または増口加入された方に対し加入者グッズを進呈する。

8. 酪農会館事業(他4・会館賃貸)

①酪農会館の全館入居に向けて、引き続き酪農関係団体や会社等との入居に向けた

調整などに注力する。

- ②全酪連やグループ会社・関係団体、酪政連の入居や新会館における業務が支障なく進むように、会館総合管理会社である株式会社東急コミュニティーと連携しながら酪農会館の管理を実施していく。

9. 出版及び文化財の頒布斡旋(他2・出版斡旋)

全酪新報やホームページの活用による書籍等のPRやアマゾンを利用し頒布する。

- (1)「牛群検定クイックチェック～早わかり～」と、文庫版の「ウシのきもち、ヒトのきもち～乳牛獣医師の四方山ばなし～」の頒布
- (2)令和2年用酪農カレンダーの製作頒布
- (3)令和2年用酪農手帳の製作頒布
- (4)令和元年度酪農関係(制度資金・補助事業・リース事業)金融総合手引書の刊行頒布
- (5)絵で見る酪農技術書「続牛飼いの眼」の頒布
- (6)青色申告のできる「酪農簡易簿記」の頒布

10. 地方にて開催の畜産共進会等については、会員を中心として申請に基づき賞状並びに記念品を授与する。(継4・指導農政)

11. 事務の合理化の強化、各種規程の見直し等

酪農共済管理システムについては、令和元年5月1日からの元号改正に対応するため前年度から引き続きシステムの補改修を進めてきており完了する。効率的な事業運営に努めるほか、各種規程の見直し等を引き続き進める。

また、10月から消費税率10%への引き上げに対応できるように各部署において準備とその対応を実施する。